

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)
世界各国の科学技術、教育分野での調査研究を担うフェロー(有期雇用)の募集

科学技術振興機構(JST)は、知の創出から研究成果の社会還元とその基盤整備を担うわが国の中核機関であり、イノベーションの創造を推進しています。JSTでは、新たに世界各国の科学技術、教育分野での調査研究を担うフェロー(有期雇用)を募集します。

職名	フェロー
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・世界各国の科学技術・教育の政策や動向などの情報収集、調査、分析業務(中国を主として、その他の国・地域も担当) ・科学技術、教育に関する基礎情報の整備、関連資料資料・調査報告書の作成 ・ワークショップ等の企画・開催業務 ・その他、業務に必要な内外の関係機関等との調整業務
応募資格(要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学卒業以上であること。 ・科学技術・教育の基礎情報、政策や動向に関心を持ち、研究実績・業績があること。 ・情報収集、調査、分析及び調査報告書の取りまとめ等に関連する実務経験があること。 ・ビジネスレベルの中国語能力を有すること。 ・日常会話程度の英語能力を有すること。 ・電子メール、エクセル、ワード、パワーポイント等のPC操作に堪能であること。
任期	<ul style="list-style-type: none"> ◆単年度契約 ◆次年度以降の契約更新については、人事評価等によりJSTが必要と判断した場合に限り可能。 ◆更新回数は4回を限度とする。 ※但し、事業年度中に65歳に達する時は、更新回数に関わらず当該事業年度末日をもって雇用契約を終了とする。事業の改廃、国における予算の状況その他の事情により、契約更新を行わない場合がある。
試用期間	3ヶ月
勤務地	JST東京本部(東京都千代田区四番町5-3)
勤務時間	<p>勤務時間 選択制…上司と調整の上、個人が選択</p> <p>(1)8:30~17:00 (2)9:00~17:30 (3)9:30~18:00</p> <p>※いずれの場合も休憩時間は12:00~13:00 ※時間外労働有</p>
休日休暇	完全週休2日制(土・日)、祝日、年末年始、創立記念日、年次休暇、特別休暇
処遇	<p>【年俸制】</p> <p>基本給(月額) 30万円~50万円程度 ※経験等を考慮して決定します。</p> <p>賞与 無 昇給 有</p> <p>◆通勤手当はJSTの規定に基づき別途支給 ◆健康保険(科学技術健康保険組合)、厚生年金保険、科学技術企業年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険加入</p> <p>※その他労働条件の詳細は別途面接時(書類選考通過者)に説明します。</p>
着任時期	令和3年11月1日以降(応相談)
採用予定数	1名
選考方法	<p>(1)書類選考 (2)面接(書類選考に通った方)</p> <p>※書類選考通過者のみ、面接の日程について連絡します。 ※面接はオンラインにて実施することがあります。(インターネット環境が用意できない方は、応募時にご相談ください) ※面接(対面式)を実施する場合は指定の日に来社のこと(新型コロナウイルス感染予防対策対応により遅くなる場合がございます) ※選考内容に関する質問、問合せ等は不可 ※採否の決定はメール等により個別に連絡</p>
応募方法	提出用パス(アドレス)をお知らせいたしますので、下記の【問い合わせ先】まで事前にご連絡ください。(E-mailでの直接応募は不可)
提出書類	<p>1. 履歴書(様式指定、写真添付のこと) 様式はこちらからダウンロードください。 https://www.jst.go.jp/saiyou/resume.docx</p> <p>2. 職務経歴書(様式自由)</p> <p>※提出書類は返却しませんのでご了解ください。 ※応募に際して提供された個人情報に関しては選考目的以外には使用しません。</p>
応募期限	随時(随時選考し、適任者が決まり次第締め切ります)
募集者、書類提出先 及び 問合せ先	<p>【募集者】 国立研究開発法人科学技術振興機構</p> <p>【書類提出先】 JSTが指定するパス(アドレス)宛送付</p> <p>【問合せ先】 国立研究開発法人科学技術振興機構 さくらサイエンスプログラム推進本部企画運営室 TEL:03-5214-8288 E-mail: shan<AT>jst.go.jp (※<AT>を@に変更願います。)</p>
備考	<p>1. 本書に記載のない労働条件詳細については、面接時(書類選考通過者)にご説明します。</p> <p>2. 採用決定し、JSTが直接雇用するに当たっては、以下の提出が条件となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡先届出書(ご本人以外の2名以上の連絡先) ・個人番号※1(扶養家族を含む) ・在留カードのコピー※外国籍の方のみ現在の在留資格、期間の確認のためご提出ください。 <p>※1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条に定めるもの(マイナンバー)。マイナンバーの収集は採用後、機構委託先により行います。</p>